

川口市監査告示第29号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和4年12月1日

川口市監査委員	澤野	高雄
同	金井	洋
同	榊原	秀忠
同	芝崎	正太

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

子ども部

(2) 選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 令和元年10月1日～令和元年10月28日

2 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1)未収金	ア 調定額・調定の時期は適切か イ 過年度収入未済額は適切に繰り越されているか ウ 債権の管理は適切か、滞納整理の手続きは適時・適切に執られているか
(2)現金	ア 帳票等と現金は突合しているか イ 紛失・盗難のリスクはないか
(3)補助金等	ア 必要な手続きは行われているか イ 実績報告は形骸化していないか ウ 補助事業の効果の検証は行われているか
(4)契約事務	ア 安易な随意契約を採用していないか、契約理由は適切か イ 同一時期に同一内容の分割契約はされていないか

	ウ 指名競争入札採用理由の記載はあるか エ 検査結果通知書・チェックシートは作成されているか
(5)財産管理	ア 備品受払簿と現物の実地照合はされているか イ 返納手続き済で処分されていないものはないか

4 監査の対象期間

令和3年4月1日～令和4年8月31日

5 監査の実施期間

令和4年10月1日～令和4年10月31日

6 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

また、現地調査を実施するとともに、関係職員から事務の執行状況について説明を聴取した。

[子ども総務課]

(1) 主な監査項目

ア 支出事務

(ア) 川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員報酬

(イ) 旅費

(ウ) 消耗品費

(エ) 川口市新型コロナウイルス感染症対応保育等従事者慰労金等

イ 契約事務

(ア) 放課後児童支援員認定資格研修業務等の委託契約

(イ) 公用自動車（普通乗用車1台）等の賃貸借契約

ウ 財産管理

(ア) 備品管理

(イ) 郵便切手等の受払い

[子育て支援課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 母子父子寡婦福祉資金貸付金回収金
- (イ) 過年度児童扶養手当返還金雑入

イ 支出事務

- (ア) 母子・父子自立支援員報酬
- (イ) 旅費
- (ウ) 消耗品費
- (エ) 子育てひろばポッポ手洗い場修繕
- (オ) 赤ちゃんにっこり応援金等
- (カ) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

ウ 契約事務

- (ア) およこの遊びひろば事業等の委託契約
- (イ) 自動車等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手等の受払い

オ その他

- (ア) 前回の監査結果の改善状況

[子育て相談課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 助産施設入所者負担金
- (イ) 母子生活支援施設使用料
- (ウ) 電気料等実費徴収雑入
- (エ) 出納員収納事務

イ 支出事務

- (ア) 家庭児童相談員報酬
- (イ) 臨床心理士報償金等
- (ウ) 旅費
- (エ) 消耗品費
- (オ) 埼玉県里親会南はなみずき会助成金

ウ 契約事務

- (ア) 川口市役所青木三丁目分室エレベーター保守管理業務等の委託契約
- (イ) 家庭児童相談事業用車両等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手等の受払い

[保育運営課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 延長保育利用料等の雑入

イ 支出事務

- (ア) 旅費
- (イ) 消耗品費
- (ウ) 保育所施設修繕料

ウ 契約事務

- (ア) 給食業務等の委託契約
- (イ) 公立保育所AED（自動体外式除細動器）等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理

オ その他

- (ア) 前回の監査結果の改善状況

[保育幼稚園課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 保育所児童保護者負担金
- (イ) 公立保育所保育料
- (ウ) 保育所給食費

イ 支出事務

- (ア) 旅費
- (イ) 消耗品費
- (ウ) 民間保育所特別保育事業費補助金等

ウ 契約事務

- (ア) 幼児教育・保育の無償化関係等業務等の委託契約
- (イ) 公用自動車賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手等の受払い

[青少年対策室]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 食育材料費雑入

イ 支出事務

- (ア) 青少年問題協議会委員等の報酬
- (イ) 青少年非行防止キャンペーン講演会講師報償金等
- (ウ) 旅費
- (エ) 消耗品費
- (オ) 本町青少年センター和室エアコン等の修繕料
- (カ) 青少年育成交付金等

ウ 契約事務

- (ア) 川口市子どもの生活・学習支援事業業務等の委託契約
- (イ) 電子複写機等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理

オ その他

- (ア) 前回の監査結果の改善状況

第2 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(指摘)

1 収入事務について

子育て相談課の負担金及び雑入において、納付書の納期限の指定が川口市会計事務規則に則って行われていないものが散見されたので、適正に事務を執行されたい。

また、出納員収納事務において、領収印の管理が川口市会計事務規則に則って行われていないので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

2 支出事務について

子ども総務課の報酬において、日額報酬の支給が、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

また、補助金等において、交付手続きが当該補助金交付要綱に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

子育て相談課の補助金等について、交付手続きが川口市補助金等交付規則に則って行われていないので、適正に事務を執行されたい。

また、交付に際しては、基準等を定め執行されたい。

3 契約事務について

子育て支援課の賃貸借契約において、契約が川口市契約に関する規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

4 財産管理について

子育て相談課の備品管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが多数見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

また、郵便切手等の受払いにおいて、出納の管理が川口市文書管理規程に則って行われていないものが散見されたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

青少年対策室の備品管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが散見されたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

第3 意見

1 支出事務について

青少年対策室の補助金等において、助成対象経費が明確でないものが見受けられたので、基準等を定め明確にされたい。

2 契約事務について

子ども総務課、子育て支援課、子育て相談課、保育運営課及び青少年対策室の委託契約において、契約書に綴じ込む書類に不備のないよう事務を執行されたい。

子育て支援課、子育て相談課及び青少年対策室の委託契約において、労働環境チェックシートの提出漏れがないよう、適切に事務を執行されたい。

子育て支援課の委託契約において、精算に必要な書類の確認が不十分であるので、適切に事務を執行されたい。

子育て相談課の委託契約において、契約に関する手続きに不備が見受けられたので、適切に事務を執行されたい。

青少年対策室の委託契約において、一者随意契約とした理由を明確に記載されたい。

保育運営課の委託契約及び賃貸借契約において、指名競争入札とした理由を明確に記載されたい。

子ども総務課、子育て支援課及び保育幼稚園課の賃貸借契約において、指名競争入札とした理由を明確に記載されたい。

子育て相談課の賃貸借契約において、契約書に長期継続契約である旨について適切に記載されたい。

保育運営課及び青少年対策室の賃貸借契約において、契約関係書類の管理を適切に行われたい。